

千葉県報

定例
令和7年9月2日

主要目次

〇	救急病院の認定	一
〇	漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間	一
〇	千葉県区における漁業の免許	六
〇	公告	一
〇	環境影響評価書の送付及び縦覧	七
〇	県営土地改良事業の工事の完了（三件）	七
〇	特定調達公告	七
〇	入札公告	七
〇	落札者等の公告（六件）	九

告示

千葉県告示第四百七十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。
令和七年九月二日

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人社団創進会 つわ台総合病院	千葉市若葉区若松町五三一番地 四八六	令和十年五月十六日
医療法人社団誠仁会 はま病院	千葉市美浜区打瀬一丁目一番五	〃
社会福祉法人恩賜財団済 生会 千葉県済生会習志 野病院	習志野市泉町一丁目一番一号	〃
東京女子医科大学附属八 千代医療センター	八千代市大和田新田四七七番地 九六	〃
医療法人社団協友会 船 橋総合病院	船橋市北本町一丁目二三番一号	〃

医療法人徳洲会 千葉西 総合病院	松戸市金ヶ作一〇七番地の一	〃
医療法人社団聖仁会 我 孫子聖仁会病院	我孫子市柴崎一、三〇〇番	〃
医療法人社団康喜会 辻 仲病院 柏の葉	柏市若柴一七八番地二 柏の葉 キャンパス一四八街区六	〃
医療法人鳳生会 成田病 院	成田市押畑八九六番地	〃
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台二丁目三六番二	〃
日本医科大学千葉北総病 院	印西市鎌苅一、七一五番地	〃
医療法人社団樹々会 日 吉台病院	富里市日吉台一丁目六番地二	〃
医療法人社団育誠会 北 総栄病院	印旛郡栄町安食二、四二一番地	〃
医療法人SHIODA 塩田記念病院	長生郡長柄町国府里五五〇番地 一	〃
医療法人社団栄陽会 東 病院	富津市大堀二、一一四番地	〃
帝京大学ちば総合医療セ ンター	市原市姉崎三、四二六番地三	〃
医療法人徳洲会 館山病 院	館山市北条字段所五二〇番地一	令和十年五月三十一日
医療法人社団邦清会 木 更津東邦病院	木更津市菅生七二五番地一	令和十年六月二十四日

千葉県告示第四百七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号。以下「規則」という。）第十一條第二項の規定により、うなぎ稚魚漁業につき、制限措置及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
令和七年九月二日

制限措置の内容
千葉県知事 熊谷 俊 人
その一

令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで			令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで		
3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数			3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数		
操業区域		漁業を営む者の資格	操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数		許可をすべき漁業者の数
利根川河口堰管理橋下流端及び黒部川大橋上流端から香取郡東庄町と銚子市との境界までの利根川（千葉県水域（規則第三十六条第二項に定める区域を除く。）に限る。）並びに黒部川水門下流端から下流の黒部川の水域		銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	三人		
その四			その四		
1 漁業種類			1 漁業種類		
すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）			すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）		
2 漁業時期			2 漁業時期		
令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで			令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで		
3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数			3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数		
操業区域		漁業を営む者の資格	操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数		許可をすべき漁業者の数
共同漁業権内共第十一号及び内共第十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域（規則第三十六条第二項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域		銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	二十人		
横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から五百メートルまでの水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域		匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	百二十九人		
清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域			清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域		
潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域		勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	百七十人		
横渚橋下流端から四十メートル下流の潮止堰から下流の加茂川、東条大橋下流端から三百二十メートル下流のゴム引布製起伏堰から下流の待崎川並びに鴨川市及び南房総市（旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町及び旧和田町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域		鴨川市又は南房総市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	七十六人		
小櫃堰から小櫃橋下流端までの小櫃川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域		木更津市、君津市又は袖ヶ浦市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	二十八人		

第 1 4 0 7 2 号		千 葉 県		報		令和 7 年 9 月 2 日（火曜日）	
共同漁業権共第五十七号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線から同市名洗町と同市西小川町との境界線に至る漁場の区域及び共第五十六号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域		共同漁業権共第五十四号、共第五十五号及び共第五十六号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域		共同漁業権共第五十号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域		共同漁業権共第五十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域	
五井大橋下流端から下流の養老川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域		市原市又は夷隅郡大多喜町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者		銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者		旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
五人		十人		九十四人		八人	
						三十七人	
共同漁業権共第四十号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域		共同漁業権共第五十四号、共第五十五号及び共第五十六号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域		共同漁業権共第五十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域		共同漁業権共第五十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	
所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者		鴨川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者		旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者		東金市若しくは山武市又は山武郡十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
三十五人		六十人		八十八人		百十八人	
						五十二人	

有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	三十人	殿里橋下流端から下流の堀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	小糸川人見堰から下流の小糸川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域
有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	十九人	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	長生郡一宮町又は睦沢町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	君津市又は富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	千葉市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者
				九人	五人
な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	十人	館山市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者
			七十八人	十人	三人
				十一人	四人
な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	十人	館山市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	共同漁業権共第五十七号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域のうち基点北二十二号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域
					吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域

その五	1	漁業種類	すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業を除く。）	し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
	2	漁業時期	令和七年十二月一日から令和八年四月三十日まで		
	3	操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数	共同漁業権内共第十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点及び北緯三十五度四十四分二十秒東経百四十度四十九分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	許可をすべき漁業者の数 一人
二	許可を申請すべき期間	令和七年九月十六日から十月十五日まで			
	千葉県告示第四百七十五号	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和七年九月一日付けで千葉海区における共同漁業を次のとおり免許した。			
	令和七年九月二日				
分二十四秒の点及び北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）		潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	一人	
		市川橋下流端から下流の共同漁業権内共第十一号（令和五年九月一日東京都知事免許）の漁場の区域（市川市地先の千葉県水域に限る。）及び市川市内の水路の水域	市川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	五人	
		松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	一人	

千葉県知事 熊谷 俊人			
公 示 番 号	免 許 番 号	漁 業 権 者 の 住 所	漁 業 権 者 の 名 称
短共第一号	短共第一号	市川市塩浜一丁目一七番三号	市川市漁業協同組合
短共第二号	短共第二号	船橋市湊町一丁目二四番六号	船橋市漁業協同組合
短共第三号	短共第三号	〃	〃
備考 公示番号とは、令和七年四月十八日に変更した千葉海区漁場計画に定める公示番号をいう。			
公 告			
環境影響評価書の送付及び縦覧 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十五条の規定により、株式会社T＆Hエコみらいから廃棄物焼却等施設の新設（（仮称）株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業）に係る環境影響評価書の送付があった。 その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、関係地域の範囲並びに関係図書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。 令和七年九月二日 千葉県知事 熊谷 俊人 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 株式会社T＆Hエコみらい 代表取締役 徳山重男 東京都港区芝公園二丁目四番一号A―一〇階 二 対象事業の名称、種類及び規模 （仮称）株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業 廃棄物焼却等施設の新設 一日当たりの処理能力三百三十トン 三 対象事業実施区域 市原市八幡海岸通一番一の一部 四 関係地域の範囲 千葉市及び市原市 五 関係図書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間 1 縦覧場所 千葉県環境生活部環境政策課並びに千葉市環境局環境保全部環境保全課及び中央区役所総務課並びに市原市環境部環境管理課及び市原市役所市原支所 2 縦覧期間 令和七年九月二日から十六日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条			
例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。） 3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで 県営土地改良事業の工事の完了 旭市及び匝瑳市の一部を受益地域とする県営春海地区土地改良事業（区画整理）は、令和七年二月二十五日をもってその工事を完了した。 令和七年九月二日 千葉県知事 熊谷 俊人 県営土地改良事業の工事の完了 旭市及び匝瑳市の一部を受益地域とする県営豊和地区土地改良事業（区画整理）は、令和七年三月二十八日をもってその工事を完了した。 令和七年九月二日 千葉県知事 熊谷 俊人 県営土地改良事業の工事の完了 匝瑳市の一部を受益地域とする県営椿海地区土地改良事業（区画整理）は、令和六年三月二十二日をもってその工事を完了した。 令和七年九月二日 千葉県知事 熊谷 俊人			
特 定 調 達 公 告			
〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕 入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年9月2日 千葉県知事 熊谷 俊人 1 入札に付する事項 （1）購入等件名及び数量 令和7年度ヘリコプターかとり1号（レオナルド式AW139型、JA91CP）15年目定期耐空証明更新基本整備一式 （2）調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 （3）履行期限 令和8年3月27日 （4）履行場所 千葉県知事が指定する場所 （5）入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パー			

令和7年9月2日（火曜日）	
第14072号	セプトに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
	2 入札に参加する者に必要な資格
	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
第14072号	(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
	(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
	(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
	(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
第14072号	(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
	3 入札書の提出場所等
	(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調度契約第三係 電話043（201）0110
	(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/
第14072号	(3) 入札説明書の交付期間 令和7年9月2日から10月1日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
	(4) 入札書の提出期限
	ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年10月14日午後5時
	イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年10月14日午後5時
第14072号	(5) 開札の日時及び場所 令和7年10月15日午前9時30分 千葉県警察本部5階入札室
	4 その他
	(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
	(2) 入札保証金及び契約保証金
令和7年9月2日（火曜日）	
第14072号	ア 入札保証金 免除
	イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。
	(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。
	(4) 入札参加資格の確認
第14072号	ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
	(ア) 提出期限 令和7年10月1日午後5時
	(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。
	イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
第14072号	(ア) 提出期限 令和7年10月1日午後5時
	(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所
	(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。
	(6) 契約書の作成の要否 要
第14072号	(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
	(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。
	(9) その他 詳細は、入札説明書による。
	5 Summary
第14072号	(1) Nature and quantity of the services to be required: A Package of 15-year Basic Maintenance of KATORI No.1 (Leonardo AW139 Helicopter, JA91CP) including Regular Inspection of Airworthiness Certification for Fiscal Year 2025
	(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 14 October, 2025

第 1 4 0 7 2 号	
(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110	
落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年9月2日	
千葉県知事 熊 谷 俊 人	
[掲載順序] ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①トイレカー (危機管理政策課) 6台 ②千葉県防災危機管理部危機管理政策課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年7月8日 ④サニーグループスカイ株式会社 成田市玉造二丁目16番地4 ⑤59,998,500円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月27日	
落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年9月2日	
千葉県立柏特別支援学校長 嶋 田 克 巳	
[掲載順序] ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立柏特別支援学校スクールバス運行業務委託 (その1) 一式 ②千葉県立柏特別支援学校 柏市十余二418番地5 ③令和7年6月25日 ④株式会社ニュー東豊 我孫子市我孫子一丁目24番25号 ⑤63,800,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月9日	
落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年9月2日	
千葉県立柏特別支援学校長 嶋 田 克 巳	
[掲載順序] ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立野田特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立野田特別支援学校 野田市鶴奉147番地1 ③令和7年6月26日 ④株式会社バルノウチャダイーエス 野田市船形887番地3 ⑤80,344,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月9日	
落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年9月2日	
千葉県立我孫子特別支援学校長 山 中 暢 敏	
[掲載順序] ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立我孫子特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立我孫子特別支援学校 我孫子市新木字大山下1,685番地 ③令和7年6月25日 ④豊島運輸有限会社 我孫子市新木1,856番地 ⑤57,200,000円 ⑥一般競争入札	

令和7年9月2日 (火曜日)

令和7年5月9日							
落札者等の公告							
次のとおり落札者等について公告する。							
令和7年9月2日							
千葉県立印旛特別支援学校長				山崎 博志			
[掲載順序]							
①物品等又は特定役務の名称及び数量				②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地			
③落札者又は随意契約の相手方を決定した日				④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所			
⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額				⑥契約の相手方を決定した手続			
⑦入札公告日				⑧随意契約による場合はその理由			
⑨その他の必要な事項							
①千葉県立印旛特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式				②千葉県立印旛特別支援学校 印西市平賀1, 160番地2			
③令和7年6月25日				④有限会社夢観光 印西市小林1, 766番地4			
⑤60, 425, 522円				⑥一般競争入札			
⑦令和7年5月9日							

購読料

本号

一部

三〇円

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八